

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、○年○月○日、会社A（以下「会社」という。）に雇用され、複数の店舗に勤務した後、○年○月○日付けで会社B店、○年○月○日付けでC所在の会社D店にそれぞれ異動となり、寝具関係の販売業務に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、E医療機関に受診し「適応障害」と診断された。請求人によると、B店の店長職として従事するも、達成不可能な目標を掲げられたため達成できず、給与の減額、社長より不当な理由による降格及び異動を告げられたことなどが原因であるという。
- 3 本件は、請求人が、精神障害の発病は業務上の事由によるものであるとして、療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

#### 第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 判断の要件

(略)

##### 2 当審査会の事実認定

(略)

##### 3 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の疾患名と発病時期については、決定書理由に説示のとおり、○年○月○日にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準は、厚生労働省労働基準局長が前記1判断の要件(略)に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてはこれを妥当なものとする。

(3) 請求人が、本件疾病の発病前おおむね6か月間に、業務による心理的負荷があったと主張している出来事についてみると、次のとおりである。

ア 請求人は、①業務に関連し、違法行為を強要されたこと、②達成困難なノルマが課されたこと、③ノルマが達成できなかったこと、④退職を強要されたこと、⑤配置転換があったこと等を挙げている。

(ア) ①の主張についてみると、会社は○年○月に消費者庁より景品表示法に基づく措置命令を受けていることが認められる。請求人が店長として勤務していたB店は措置命令の対象に係る店舗ではないものの、社長は、全店舗において同法に抵触する違法行為を指示していたことがうかがわれるところであり、店長であった請求人が会社から命じられて景品表示法に違反する行為に関して何らかの指示を受けた可能性は否定できない。この出来事を、認定基準別表1の具体的出来事「業務に関連し、違法行為を強要された」(平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」)に当てはめて評価すると、当該行為は、売価を二重に表示する方法を使って安いと一般消費者に誤認

させる不当な表示のポップを貼るものであり、商慣習としてはまれに行われるような違法行為であるものの、B店は措置命令の対象店舗ではなく、また、請求人が多大な事後対応を求められた事情も認められないことから、当審査会としては、その心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

(イ) ②の主張について、請求人は、行動目標〇〇という相当な努力があっても達成困難なノルマを課され、達成できない場合には重いペナルティが課されると主張するので検討する。

行動目標〇〇は、店長と社長が協議の上、定めた目標であり、〇年〇月から〇月頃まで使用されていた。一件記録を見ると、〇年〇月〇日以降、この目標値のうち〇項目以上が達成できなかった場合に販売奨励金を〇%に減額すると定められているものの、請求人が本件疾病を発病した〇年〇月以前には販売奨励金を減額する取り扱いがあった事実は確認できない。

また、請求人は、販売奨励金が〇年〇月から〇〇であったと甲第〇号証を提出して主張するが、甲第〇号証の売上傳票の記載から、直ちに同時期からの販売奨励金の減額を推認できず、請求人は目標金額を達成できなくても給料の減額はなかったと述べていること等からも、ノルマを達成できなかったことで販売奨励金が減額されていた事実は確認できない。

さらに、請求人が店長としてこの行動目標を達成するノルマが課せられたのは同年から同月〇日まで〇月〇日の〇日間と僅かな期間である。

これらの出来事を認定基準別表1の具体的出来事「達成困難なノルマが課された」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当てはめると、ペナルティがある達成困難なノルマが課せられたとは認められないことなどから、その心理的負荷は「弱」と判断する。

(ウ) ③の主張についてみると、請求人は、ノルマを達成できなかったことにより販売奨励金を減額されており、ペナルティがあったことは明らかであるとしている。この出来事を認定基準別表1の具体的出来事「ノルマが達成できなかった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当てはめて検討すると上記（イ）のとおり、〇年〇月以前に販売奨励金が減額された事実は確認できず、決定書理由で説示のとおり、ノルマを達成できなかったことによるペナルティや責任を問われた事実は認められないことから、その心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

(エ) ④の主張についてみると、請求人は、○年○月○日、社長から、今後、店長に昇格する可能性はなく、辞めろと言っていることと同等の発言をされたとしている。同出来事を、認定基準別表1の具体的出来事「退職を強要された」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」）に該当するとみたとしても、店長から降格された者が新たに店長として復帰するケースはいくつもあったことや、Fは、請求人の住所を考慮して異動先をより近い店舗に変更する打診を行ったことがうかがわれるところであり、当審査会としても、決定書理由で説示のとおり、退職を強要されたとまでは認められないものと判断する。

(オ) ⑤の主張についてみると、請求人は、店長からの降格による配置転換により、相当程度の収入の減少があり左遷であると主張している。請求人は、○年○月○日に、同月○日からB店の店長職から降格してD店への異動を命じられたので、同出来事を、認定基準別表1の具体的出来事「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当てはめて検討する。Fは、○年○月○日に請求人に対して基本給は従前と変わらないことを伝えたと述べている。また、請求人自身も店長から一般社員への降格により収入が極端に減ってしまうというような金銭面からの精神的な負担はなかったと述べている。さらに、異動した月を起点とした○か月の平均給与支給額では収入の減少はほぼないことが認められる。この点、店長から一般社員になった請求人にとって、店長に復帰するケースはいくつもあったとはいえ、左遷であると受け止めざるを得ない事情もあったと考えられる。会社は、請求人の住所を考慮して異動先をより近い店舗に変更するなど、一定の配慮もしていることに鑑みると、その心理的負荷の強度は「中」とであると判断する。

イ 以上を総合すると、本件疾病に関して請求人が主張する業務による心理的負荷の強度は、上記①②③は「弱」、⑤は「中」とであると判断され、その心理的負荷の全体評価は「中」と判断することが相当であり、恒常的長時間労働も認められないので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

(4) このほか、請求人のその余の主張についても一件記録を子細に検討したが、上記の判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

#### 4 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。